

生活改善にはほど遠い回答!

賃金確定最終交渉

11月15日道庁別館にて賃金確定最終交渉を行いました。悪天候のなか全道からかけつけた高教組・道教組交渉団が佐藤教育長との交渉に臨みました。アベノミクスによる賃上げがまま消費増税されたうえに、生活改善とは程遠い回答にため息と怒りが交錯しました。

賃金プラス改定は若年層のみ 中高年層には配分なし



月例給・一時金ともに人事委員会勧告通り実施するとの回答により、大卒程度初任給は1500円、高卒者初任給は2000円引き上げ、若年層についても所要の改定となりました。6年連続の引上げとなるものの、職務上の重責を担う中高年層への配分は全くありませんし、消費税増税により実賃金が目減りし、生活改善にはほど遠い内容です。また、一時金は国並みの4.5月となりましたが、

改善分をすべて勤労手当へ配分することには、「成果主義賃金」の拡大につながる認識ができません。さらに、再任用職員には月例給・一時金ともに改定はなく、退職金減額に追いつくかをかける厳しい内容となりました。住居手当の見直しについても人事委員会勧告通りとしたが、地方勤務や若年層を中心とする4割もの教職員が手当の引き下げによって月例給改善の効果は打ち消されることとなります。旅

費制度は、旅行の実態に合わせで移転料や着後手当、日当などで見直しが行われました。特に、赴任旅費の移転料については、実費支給としたこと、上限額を設けるものの事情に応じて増額調整することなどは、当然の措置といえます。

をはじめ新制度に移行する職員の賃金労働条件の詳細が示されていません。このため多くの職員が生活設計できず、不安を抱えています。民間では来年4月から「同一労働同一賃金」原則が法制化され、改正労働契約法による無期雇用転換とあわせ、すべての労働者の雇用の安定と賃金改善をすすめることが社会的に求められています。民間の模範となるべき公務職場におい

ても、この理念の実現は当然推進されなければならないことであり、非正規職員の賃金及び労働条件の改善、恒常的な業務については正規化するよう強く求めます。

引き続き、1月の定員教育予算交渉にとりくみ、現場が望む改善を勝ち取っていきたく思いますので、変わらぬご支援をよろしく願います。

賃金確定教育長交渉の結果

- 賃金引き上げ等については、人事委員会勧告どおり実施する
 - 月例給は、行政職給料表を人事院勧告の内容に準じて引き上げ。大卒程度初任給を1,500円、高卒者初任給は2,000円、および若年層（30代半ばまで）について改定。
 - ボーナスは、0.05月引き上げ、4.50月（現在4.45月）とする。再任用は改定なし。配分は勤労手当へ。
 - 差額は2019年4月に遡る。4定議会可決後、2020年1月支給。
 - 住居手当は、家賃額の下限と手当額の上限を千円引き上げ（下限1万2千円円→1万3千円、上限2万7千円→2万8千円）。
- 旅費制度の見直しは
 - ① 移転料について、引越料金が上限額を上回る場合に、特別の事情を増額調整の対象とし、その他の事情も適切に取り扱う。
 - ② 着後宿泊料は、実態を踏まえて宿泊数に応じた支給とする。
 - ③ 大規模イベント等により宿泊料が高騰している場合、宿泊料の増額調整を検討する。
 - ④ 船賃について、行政職1級相当の職務にある者（高校教育職の場合、2-8号俸以下）の支給区分を、行政職2級相当以上の職務にある者と同一区分により支給する。
- 超勤解消は
 - ① 健康で生き生きとやりがいをもって勤務しながら、教員が質の高い教育を行うため、業務負担を軽減し、長時間勤務を解消することは喫緊の課題である。
 - ② より実効性の高い働き方改革を推進するため、学校現場の意見を聞きながら、教員の業務削減や平準化などを着実に進めていく。

合同教研にレポート 持って参加しました!

11月9日10日と札幌学院大学で開催された合同教育研究集会に参加しました。今年はいポートを持参しての参加です（とは言っても2日目の朝に書きあげました。もう少し時間をかけて丁寧に書けばよかったです）。9日12:30のテーマ討論を皮切りに10日の15時までびっしり勉強しました。

テーマ討論は「迷走する大学入試改革」に参加しました。英語の民間試験導入が延期されましたが、政府主導の入試に振り回されて本来の教育の在り方がないがしろにされている様子が浮き彫りになりました。いったい私たちは誰のための何のための教育をしているのか、もう一度原点を見つめなおして実践し、世論に訴えていこうと思えました。

また、私の参加した特別支援の分科会では、英語の民間試験導入の問題と同じ構造で都市部中心に設計された特別支援、福祉の在り方が教育の貧困を加速させている様子が語られました。今のそして未来のすべての子どもたちが創造的で魅力に満ちたワクワクする本来の意味での学びができるように、私たち



私が少し顔を出した数学の分科会で語られていた「わかることは楽しい!」そして難しいことも楽しい!という言葉が印象的でした。この記事を読んでくださっているみなさん（もちろん組合に入らなくてもOK）、来年はこのワクワクする2日間を是非一緒に体験しましょう。

手稲養護学校 桑原岳夫

学校・職場づくり学習会

「今、学校でおこっていること、これからおきること」
講演：児美川孝一郎さん（法政大学）
日時：11月10日（土） 10:00~15:00
会場：高等学校教職員センター 経済産業省発の society5.0 構想に即応して、財界の求める人材育成が教育の市場化・民営化をテコに、差別選別競争体制をいっそう強めながらすすめられようとしています。そのような流れの中で、子どもたち一人ひとりの成長発達を保障し、人格の完成を目指す教育とはどうあるべきでしょうか?

英語民間試験問題を俯瞰する

この問題の発端は、楽天社長の三木谷浩史氏が経済同友会の座長として出した提言と言われています。「大学入試も実用的な英語力を測るものとして「TOEFL」を使え」というものでした。その背景には、財界（「グローバルリスト」）が教育に要請してきた「グローバル人材の育成」という命題があります。全国高等学校長協会は、反対ののろしを上げ、それは政局にも多大なインパクトを与えたことは否めませんが、その立場は「グローバル人材育成のための英語教育や授業で培った4技能を大学入試で測ることは賛成であるし、民間英語検定がこれまで果たしてきた役割も評価はするが、受験生の公平性が担保されていないことに対しては、異議を申し立てる」というものでした。「グローバル人材の育成」のための

英語教育を推進し、民間試験を導入することで毎年100億円を超える市場が生まれるとの試算もあります。このようにグローバルリストにとって国民国家は「食い尽くすまで」は使いたる資源なのです。私たちは教育現場で、まさしくその片棒を担がせられようとしているのです。

さて、ここに1991年告示の高等学校学習指導要領（外国語）の一部を紹介いたします。以下は、英語教育課程の目標部分の抜粋です。

「(前略) 生徒は単に英語を知るために英語を勉強するのでないし、またそうであるならば、さらには明らかに本来的なものでなければならぬ。それでは、個人的・社会的・公民的・および職業的能力の発達において(中略) 英語はなかでも次のようなものの達成に寄与すると言えるであろう。(中略) ①生徒の知的発達と英語国民の学者や識者との接触 ②文化遺産の継承 ③品性の発達 ④民主的遺産の理解 ⑤職業的能力(中略) 以上の目標のすべてに浸透しているのは、生徒をして平和を愛する個人及び公民に発達させるという目標である。言い換えれば、平和への愛なくしては列挙したその他のいかなる目標を達成することは不可能であろう。(中略) 習得した技能はその目的を離れてはなんの意義も有しないのである。」

ここには戦後まもない日本の外国語教育の理念が詰まっていますが、同時に日本における言語教育としての英語教育がいかに劣化の一途を辿って来たのかということも鮮明に浮かび上がらせられます。教育現場にいる私たちの挑戦は、人間教育、言語教育としての英語教育を創造的に切り開くことです。シンギユラリティの時代の到来にも耐えうる普遍的な教育的価値を学校現場に取り戻すことです。第53回全道外国語教育研究会（1月10日(金) 大通高校）でその具体的方策を学びたいませんか。お問い合わせは札幌支部まで。

札幌東商業高校 野村健治